

平成20年度第1回情報公開運営審議会 議事録

1. 日 時……………平成20年7月14日（月）午後7時00分～8時40分
2. 会 場……………市役所3階庁議室
3. 出席委員……………内田勝一・川島岩治・島崎喜美子・嶋田節男・古瀬礼子・松原きみ子・森聡
欠席委員……………なし
事務局……………石橋総務部長・藤巻総務課長・清水総務課長補佐・小原情報公開係長・
湯浅情報公開係主任
傍聴者……………なし

4. 会議内容

- ◆ 部長挨拶
- ◆ 新委員の紹介、各委員自己紹介
- ◆ 事務局紹介
- ◆ 会長の選出

課長……………委員の互選により会長選出をお願いいたします。

川島委員……………前年に引き続いて内田先生にぜひお願いしたいと思えます。

課長……………推薦がありましたので内田先生にお願いしたいと思えますがよろしいでしょうか？
～各委員拍手で同意～

内田会長……………わかりました。今会長を拝命しました内田と申します。私は法律が専門で情報公開についてはそれほど専門というわけではありませんが、皆さんのお力を借りながらつつがなく進めていきたいと思えます。よろしくご協力お願いします。
なお、職務代理は前年と同じく嶋田委員にお願いします。
ではここから進行役は事務局から会長に移り、議題に入りたいと思えます。

◆ 議題1 情報公開制度の運用状況報告

配布資料「東村山市情報公開制度運用状況（平成20年1月～平成20年5月分）」により、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する。

係長……………1～5月の累計で、請求者21人。請求件数つまり実際に出された請求書の枚数は32枚、そのうち義務的請求が18件、任意的申出14件。所管課別の請求件数は45件、決定の内訳は、全部公開9件、部分公開31件、非公開2件、取下げ3件でした。請求が多かった所管は、政策法務課（市に対しておこされた裁判の結果や費用負担額に関する請求）、児童課（保育園の補助金交付に関する請求）です。

～以下、配布資料の「6 情報公開請求の状況」から抜粋ケースを読みあげて報告し、質疑応答を行う。～

係長……………No.1の公開文書のうちアの契約書ですが、平成15年度は4校、16年度は2校増

えて6校、17年度はさらに2校増えて8校が委託契約しています（事務局注：市立小学校は全15校で学校給食を実施している。このうち7校が市直営で、市職員の栄養士・調理員による業務実施をしており、8校が業務委託で、栄養士は市の職員、調理員は委託先の社員となっている）。契約書は1年ごとに取り交わしています。初契約の契約書は保存年限5年を過ぎて廃棄済のため不存在です。

次にNo.2 ですが、公開した「わくわく保育園第1期～第6期決算報告書」とは、第1期が開設した平成13年度、第6期が18年度に当たります。つばさ保育園は17年度開設です。

次にNo.3からNo.8は裁判に関する書類の請求です。No.7で公開した判決書のなかに、ある市職員が特定の宗教の信者であると記載された部分があり、これは職員とはいえ個人の思想・信条に係る情報のため第6条第2号個人情報に該当して非公開としました。

次にNo.11ですが、財産目録が市に提出されていないため不存在で非公開決定している保育園があります。ただし、認可保育園の決算書類として市に提出義務があるのは決算報告書だけで、財産目録、貸借対照表は提出義務がありません。出されていなくても決算書類に不備があるわけではなく、参考資料として一緒に提出された場合は受け取っているものです。

次にNo.13の③ですが、残部の投票用紙が現在どのように保管されているかについて文書はないので、所管職員が口頭で説明して請求者の了解を得ました。

次にNo.15ですが、①の請求に対してはアの文書、②③については文書不存在、④の請求に対してはイの文書、⑤にはウ、⑥にはエ、⑦にはオの文書を公開しました。請求のあった裁判は昭和50年代から平成元年までの古いもので、市長を被告とした住民訴訟でしたが、当時は市長が被告になっている場合は市長個人で裁判を行うことになっていました。したがって裁判書類は市長が個人で所有しているものですが、公開した文書は当時の市長から提供を受けて市が保管していたものです。ちなみに平成14年に地方自治法の改正があり、市長が訴えられた場合においても市が代位で裁判を行えるようになったため、平成14年度以降は市が裁判書類を保管しています。

以上です。

内田会長・・・ありがとうございました。訴訟の記録というのは市外の方からの請求ですよ。

川島委員・・・今回は訴訟関係の文書の請求が多いですが、これは市が原告か被告になっている訴訟ですか。請求者は当事者なのですか。

係長・・・市が被告になっています。請求者は当事者ではありません。

川島委員・・・No.14で、シルバー人材センターと電話でやり取りしただけなので文書はないということですが、市との契約書はないのですか。

主任・・・契約書はありまして、以前にこの方に別の請求で公開しています。

- 嶋田委員・・・No.9、No.13 で事業者等と面談や打ち合わせをしたときの記録を作成していないとな
っています。面談等をしたときの議事録の作成と上司への業務報告義務はどうなっ
ているのでしょうか。業務上こういうものは作成義務はないのでしょうか。
- 主任・・・・・・審議会のような会議では議事録を作ることがルールになっていますが、投票用紙を
買う業者と発注する市のやり取りというのは、例えば「いつまでにこの種類の用紙
を納品できますか、大丈夫なら契約します」といった程度の事務的内容ですのでそ
れを全部記録にとっておくことはないです。
- 嶋田委員・・・・なるほど。ただ、状況を知っている職員にはそういうことがわかりますが、この運
用状況をみた市民にはそこまでわかりません。内容を記録しておくべき打ち合わせ
だったのに作成義務を怠っているという印象を受けてしまいます。記録の必要があ
るのに作成していないのか、そもそも記録をとる必要がない打ち合わせなのかどう
か市民に読み取れるように、記述をもう少し工夫した方がいいと思います。
- 松原委員・・・・私も「非公開」という決定をみてすごくひっかりました。
- 川島委員・・・・民間の場合、応接録を作ります。誰がいつみえてどういう話をしてということを記
録しておく。
- 島崎委員・・・・電話の場合も記録しておきますよね。
- 主任・・・・・・そうですね、請求者は「打ち合わせ議事録」と書いて請求しているので、これを見
た市民の方は、会議のような場で打ち合わせしているイメージをもつでしょう。そ
れで記録をとっていないのはおかしいと感じると思います。そういった感想を持た
れないように、記録作成の義務がある打ち合わせだったのかどうかわかる表現に今
後変えていきます。
- 会長・・・・・・他になにかありますか。
- 森委員・・・・・・最初のページの情報公開請求件数の一覧表ですが、これは様式が決まっているので
すか。もし任意で変えられるのなら、非公開というくくりで文書不存在も含めるの
はやめたらどうでしょうか。文書不存在の場合は、非公開でなくて不公開だと思
うんです。公開したくても文書がないので出来ない。非公開は「文書があるけどこ
ういう理由で出せない」という意図的に公開しないものなので、性格が違うのでは
ないでしょうか。消費税でも、非課税と不課税は別のものです。
- 会長・・・・・・条例に非公開というのはどういうものを指すかという文言がなかったですか。
- 主任・・・・・・条例・規則では、公文書を公開しない場合は、文書がない場合も含めて非公開とい
っています。不公開という言葉はありません。
- 森委員・・・・・・不公開という言葉がないのなら、表に使うことはできませんね。
- 会長・・・・・・(注3)の文書不存在の内書きだけを別にのせたらどうですか。
- 主任・・・・・・この表は市民の方にわかりやすくした方がいいので、文書不存在を非公開に内書き
するのではなく、「文書不存在」という欄を作って別書きにしてみます。

嶋田委員・・・19年度の審議会で、保育園が出すべき決算書を出さないから情報公開請求があったのに公開できなかったという報告がありましたね。同じ文書不存在でも、市に提出すべき文書なのに義務を怠っているから存在しない、市が作成すべき文書を作成していないから存在しないというのと、そもそも提出・作成する義務がないというのでは属性が違います。今の時代は不作為を問われる時代ですので、不作為によるものはやはりエラーだと思います。

それから、この保育園のケースはその後決算書は提出されたのでしょうか。

係長・・・・・・提出されました。請求者にもそのことは伝わっています。

会長・・・・・・No24の2で、指定管理者内定に至る検討経過について議事録が請求されていますがこれは公開されていますか。

主任・・・・・・その請求に対して公開した議事録等はア、イ、ウの文書です。

会長・・・・・・わかりました。他はいかがですか。なければ本日はこれもちまして終了とします。

◆ 確認事項

- ・「情報公開運営審議会・委員名簿」について、委員氏名、住所、職業等に間違いがないか確認。また、市役所内部の他課から、審議会委員あてに刊行物又は催しの案内などを送付したいと申し出があったときは、名簿を他課へ提供してもよいか、委員に承認を求める。→承認される。
- ・本議事録の市ホームページへの掲載について、発言委員名も含めた現行スタイルで掲載してもよいか、委員に承認を求める。→承認される。

◆ 委員意見

- ・冊子「平成19年度運用状況」p3「3 公開手数料の歳入」のうち、「◆写しの作成及び送付に要する費用」という表題文言を次年度から訂正したらどうか。現在の表現では、市民から納付された額ではなく、市が負担した額と受け取られてしまう。

(変更例)

◆公開手数料として納付された額

◆写しの作成及び送付に要する費用として納付された額

→次年度から訂正する（事務局）。

～閉 会～